

稲敷市過疎地域持続的発展計画
(令和3年度～令和7年度)

令和3年9月 策定
令和4年9月 変更

茨城県稲敷市

目次

| | | |
|-----|---------------------|----|
| 1 | 基本的な事項 | |
| (1) | 稲敷市の概況 | 1 |
| (2) | 人口及び産業の推移と動向 | 3 |
| (3) | 市町村財政の状況 | 4 |
| (4) | 地域の持続的発展の基本方針 | 8 |
| (5) | 地域の持続的発展のための基本目標 | 9 |
| (6) | 計画の達成状況の評価に関する事項 | 10 |
| (7) | 計画期間 | 10 |
| (8) | 公共施設等総合管理計画との整合 | 10 |
| 2 | 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | |
| (1) | 現況と問題点 | 14 |
| (2) | その対策 | 14 |
| (3) | 計画 | 15 |
| 3 | 産業の振興 | |
| (1) | 現況と問題点 | 16 |
| (2) | その対策 | 17 |
| (3) | 計画 | 19 |
| (4) | 産業振興促進事項 | 20 |
| 4 | 地域における情報化 | |
| (1) | 現況と問題点 | 21 |
| (2) | その対策 | 21 |
| (3) | 計画 | 21 |
| 5 | 交通施設の整備、交通手段の確保 | |
| (1) | 現況と問題点 | 22 |
| (2) | その対策 | 22 |
| (3) | 計画 | 23 |
| 6 | 生活環境の整備 | |
| (1) | 現況と問題点 | 25 |
| (2) | その対策 | 26 |
| (3) | 計画 | 28 |

| | | |
|-------------------|-----------------------------|----|
| 7 | 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | |
| (1) | 現況と問題点 | 29 |
| (2) | その対策 | 29 |
| (3) | 計画 | 31 |
| 8 | 医療の確保 | |
| (1) | 現況と問題点 | 32 |
| (2) | その対策 | 32 |
| (3) | 計画 | 32 |
| 9 | 教育の振興 | |
| (1) | 現況と問題点 | 33 |
| (2) | その対策 | 34 |
| (3) | 計画 | 35 |
| 10 | 集落の整備 | |
| (1) | 現況と問題点 | 37 |
| (2) | その対策 | 37 |
| (3) | 計画 | 37 |
| 11 | 地域文化の振興等 | |
| (1) | 現況と問題点 | 38 |
| (2) | その対策 | 38 |
| (3) | 計画 | 38 |
| 12 | 再生可能エネルギーの利用の促進 | |
| (1) | 現況と問題点 | 39 |
| (2) | その対策 | 39 |
| (3) | 計画 | 39 |
| 13 | その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | |
| (1) | 現況と問題点 | 40 |
| (2) | その対策 | 40 |
| (3) | 計画 | 41 |
| 事業計画（令和3年度～令和7年度） | | |
| | 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲） | 42 |

1 基本的な事項

(1) 稲敷市の概況

ア 市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

稲敷市は、茨城県の南部、首都東京より 60km 圏に位置しており、地域の北側には国際的な研究学園都市「つくば」を、南側には世界への玄関口「成田」を擁しており、これらの核都市と首都圏中央連絡自動車道で結ばれています。平成 17 年 3 月 22 日に江戸崎町、新利根町、桜川村、東町が合併してできた田園都市で、総面積は 205.81k m²（霞ヶ浦を含む。）で、東西約 23 km、南北約 14 km と細長い形状です。

稲敷台地と広大な水田地帯からなり、霞ヶ浦、利根川、新利根川、小野川などの水辺環境に恵まれています。令和元年の年間平均気温は 15.6℃、年間降水量は 1377.5mm で、豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれた地域です。

基幹産業は稲作を中心とする農業で、市の総面積のうち約 40% が田となっています。また、市内に 2 つある首都圏中央連絡自動車道のインターチェンジを活用したまちづくりを行っており、工業団地は市内に 7 か所立地しています。

公共交通は、市内に鉄道駅はなく、多くの市民の移動手段はマイカーとなっています。路線バスは人口減少に伴う利用者減により、廃線や減便が進んでおり、利用者は不便を強いられている中、市では民間バス事業者へ補助金を交付し、路線バス運行の継続支援を行い、また、タクシー券の補助事業等の施策により市民の移動の足の確保に努めています。

イ 市における過疎の状況

昭和 30 年代以降、高度経済成長により、農山漁村の人口が急激に都市に流入し、本市においても旧 4 町村の全てにおいて昭和 40 年代初頭まで人口は徐々に減少していきましたが「地域間の均衡ある発展」を標榜した全国総合開発計画や、その後の新全国総合開発計画の流れを受け、昭和 40 年後期からは微増に転じました。

その後、平成に入り、バブル経済下での地価高騰による通勤圏拡大の流れを受け、人口増加期を迎えます。この傾向を旧町村別にみると、旧江戸崎町、旧新利根町では人口増加がみられ、特に旧江戸崎町では著しい増加がみられましたが、農村部が大半の旧桜川村、旧東町では増加を示していないのが特徴です。

この増加期は、バブル経済の地価高騰による通勤圏の拡大や、旧江戸崎町と旧新利根町が属する稲敷東部台都市計画区域での市街化区域・市街化調整区域の指定、いわゆる「線引き(平成 6 年 3 月)」の駆け込み需要によ

るものであり、平成2年から7年の5年間の増加人口は6,300人程度(≒1,300人/年)と、全国の市町村の中でもトップクラスの人口増加を示していました。

しかしながら、平成10年をピークに、総人口は減少傾向に転じていきます。平成17年の合併「稲敷市」誕生後は、特に近隣の常磐線沿線やつくばエクスプレス沿線の新興住宅地を中心に市全域から若年世代、子育て世代が多く流出し、超急速に人口の減少が進んでいる状況です。

そのような中、旧桜川村が平成27年国勢調査による高齢者比率35.01%、長期人口減少率(S50→H27)75.82%、中期人口減少率(H2→H27)74%となり、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により過疎地域として指定されました。

さらに、令和2年の国勢調査の結果、市全域での中期人口減少率(H7→R2)が75.6%となり、令和4年4月1日からは市全域が過疎地域として指定されました。

ウ 市の社会的経済的発展の方向の概要

稲敷市では平成17年3月の合併以来、新市の一体感の醸成をはじめ、多くの合併効果の発揮に向けた取り組みを推進してきました。その中でも特に市の最重要課題として取り組んできたのが人口減少・少子高齢化対策ですが、十分な効果を得るには至っていません。

加えて、行政サービスのあり方においても、これまでは多様化・高度化する市民ニーズに応えるように財源的にも人材的にも多くを投入してきましたが、その余力を生み出すにはかなりの工夫が必要な状況となっています。

人口減少・少子高齢化対策においては、人口増加や減少率の向上、出生数の増加や出生率の改善など、数値や量の議論を中心に行ってきましたが、この視点の解決には限界が見えつつあり、これからの稲敷市の行政サービスの行き先を模索している中、新型コロナウイルス感染症が流行し、地域経済や住民生活に多大な影響を及ぼしています。

労働力人口の減少、農地の荒廃、集落機能の低下など過疎地域を取り巻く環境は厳しい状況ですが、一方で豊かな自然環境は“心の豊かさ”や“ゆとり”、“温かさ”を感じることができます。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、都市部ではなく地方での暮らしへの関心の高まりなど、国民の意識・行動が変化するきっかけとなったことも事実です。これからは稲敷市に住んでの幸福感や満足度の高い生活の提供が人口減少・少子高齢化対策の軸足であると考え、行政サービスにおいても、現在のやり方を見直し、持続可能なまちづくりへの転換を図るべく、量的な視点のまちづくりだけでなく、生活の質にも視点をおいた施策を展開していきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

稲敷市の人口は、昭和50年国勢調査では41,418人でしたが、平成7年には51,652人まで増加しており、平成10年にピークを迎えます。しかし、その後は減少の一途をたどっており、令和2年国勢調査では39,039人となっています。特に平成7年から令和2年までの25年間では人口が24.4%減少しています。年齢別に見ると、令和2年の若年者比率が11.2%、高齢者比率は36.7%で人口減少に加え、少子高齢化が顕著となっています。

稲敷市の産業別の就業人口は、平成7年の総数は25,245人、内訳は第1次産業就業人口が2,688人で10.6%、第2次産業就業人口が9,923人で39.3%、第3次産業就業人口が12,634人で50.0%でした。それが25年後の令和2年には総数が18,108人と約30%減少し、内訳では第1次産業就業人口が8.6%、第2次産業就業人口が32.9%、第3次産業就業人口が58.5%となりました。生産年齢人口の減少とサラリーマン等の増加、農林水産業離れが顕著となっています。

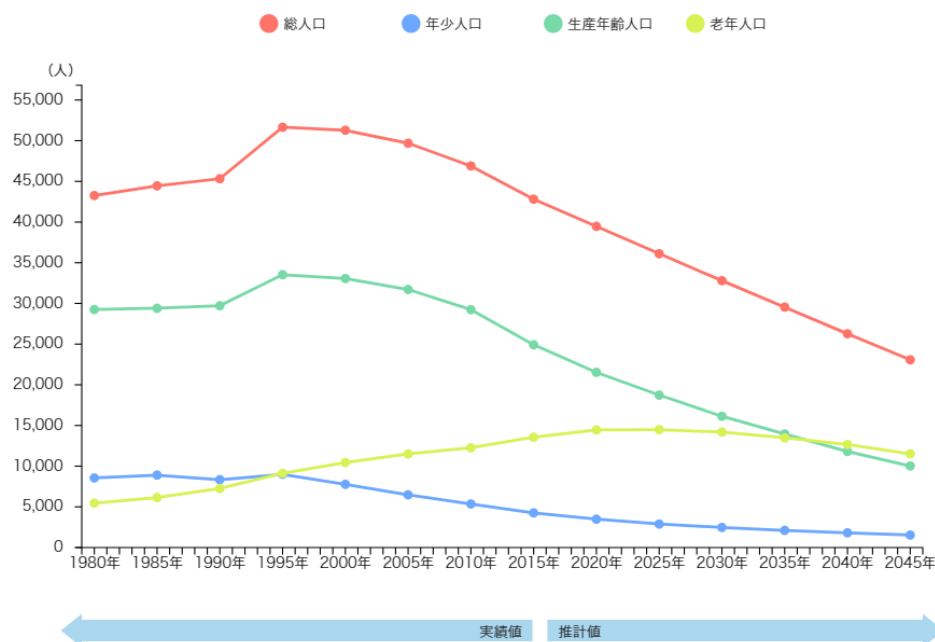
表1-1(1) 市全体の人口の推移(国勢調査)

| 区分 | 昭和50年 | 平成7年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|-----------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-----------|-------------|------------|-------------|-----------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 41,418 | 人 51,652 | % 24.7 | 人 49,689 | % -3.8 | 人 42,810 | % -13.8 | 人 39,039 | % -8.8 |
| 0歳～14歳 | 8,223 | 9,002 | 9.5 | 6,482 | -28.0 | 4,253 | -34.4 | 3,393 | -20.2 |
| 15歳～64歳 | 28,617 | 33,531 | 17.2 | 31,711 | -5.4 | 24,920 | -21.4 | 21,055 | -15.5 |
| うち15歳～29歳(a) | 9,366 | 8,800 | -6.0 | 7,930 | -9.9 | 5,493 | -30.7 | 4,366 | -20.5 |
| 65歳以上(b) | 4,578 | 9,117 | 99.1 | 11,496 | 26.1 | 13,552 | 17.9 | 14,329 | 5.7 |
| (a)／総数 若年者比率 | 22.6% | 17.0% | — | 16.0% | — | 12.8% | — | 11.2% | — |
| (b)／総数 高齢者比率 | 11.1% | 17.7% | — | 23.1% | — | 31.7% | — | 36.7% | — |

表1-1(2) 市全体の産業別人口の推移(国勢調査)

| 区分 | 昭和50年 | 平成7年 | | 平成17年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|---------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|-----------|
| | 実数 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 | 実数 | 増減率 |
| 総数 | 人 20,945 | 人 25,245 | % 20.5 | 人 23,824 | % -5.6 | 人 19,056 | % -20.0 | 人 18,108 | % -5.0 |
| 第1次産業 就業人口 | 人 8,672 | 人 2,688 | % -69.0 | 人 2,165 | % -19.5 | 人 1,714 | % -20.8 | 人 1,557 | % -9.2 |
| 第2次産業 就業人口 | 人 5,265 | 人 9,923 | % 88.5 | 人 8,554 | % -13.8 | 人 6,248 | % -27.0 | 人 5,960 | % -4.6 |
| 第3次産業 就業人口 | 人 7,008 | 人 12,634 | % 80.3 | 人 13,105 | % 3.7 | 人 11,094 | % -15.3 | 人 10,591 | % -4.5 |

表1-1 (3) 人口の見通し



：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(RESASより)

(3) 市町村財政の状況

ア 行政の状況

稲敷市は平成17年3月に4町村が合併し、市役所機能は各旧町村役場を利用する分庁舎方式を採用していましたが、平成28年5月に新市庁舎が完成・移転しました。

合併自治体として、急速に進む分権化社会に対応するため、事務事業の見直しや組織機構の改革、職員数及び人件費の削減、財政の健全化などを着実に進めてきましたが、合併後15年余りが経過した現在でも未だに解決されていない多くの課題があります。

その背景には、合併による混乱を極力抑えるため、「サービスは高く」「負担は低く」との方針による調整や、事務事業の一律的な削減を求めたことが挙げられます。また、改革を実行する段階で、それぞれの立場の利害による「総論賛成」「各論反対」の風潮が大きな弊害となっているのも事実です。

今後の方策として、これまでの取り組みを検証し、課題を明確にするとともに、総合計画をはじめとする各種計画等の基本理念を遵守しながら行政運営を着実に実行していく必要があります。

イ 財政の状況

当市の財政規模は、令和2年度の普通会計歳入決算額では297億3,298万2千円、歳出決算額が279億5,770万2千円で財政力指数は0.499となっています。歳入財源別では、市税をはじめとする自主財源が約48%、地方交付税や国県支出金、市債等の依存財源が約52%です。歳出においては義務的経費である人件費、扶助費及び公債費の総額が88億4,597万7千円となっており、今後の市の財政見通しとしては、扶助費等の社会保障関係経費及び、合併特例債をはじめとする公債費が増加していくことが予想されます。

こうした状況の中において、新型コロナウイルスの感染症拡大は、市民生活や地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、本市の財政運営に対しても、感染対策や新しい生活様式への対応など新たな行政需要を発生させ、大きな影響を及ぼしているところです。

このような状況から、今後の財源確保は継続的な課題であり、健全で安定した財政状況を堅持するためには、総合的な計画に基づく事業推進が求められます。

ウ 施設整備水準

稲敷市道の道路改良率は令和2年度末で54.6%となっており、茨城県内の市町村平均の40.3%を上回っていますが、舗装率では60.5%で茨城県内の市町村平均65.2%を下回っています。高齢になっても主な移動手段が自家用車である本市においては、より安全な道路環境が求められています。

上水道については、稲敷市全域において古くから井戸のある家庭が多く、今もなおその影響は強く、令和2年度末時点での水道普及率は72.2%と茨城県内で最も低い状況で、全国・県の平均とはだいぶ差が生じています。

下水道は水洗化率（接続率）で令和2年度末の茨城県内市町村平均86.0%に対して、稲敷市は75.4%と低い状況です。一部、桜川地区のみが大きく上回る状況ですが、これは桜川地区の大部分は農業集落排水を利用しており、市町村合併以前に旧桜川村が加入促進に努めた結果です。

なお、人口千人当たりの病床数が高いのは、市内に精神科の病床を有する病院が複数あるためで、一般の入院に対応できる医療機関は少ないのが現状です。

表 1 - 2 (1) 財政の状況

(単位：千円)

| 区分 | 平成 22 年度 | 平成 27 年度 | 令和 2 年度 |
|----------------|------------|------------|------------|
| 歳入総額 A | 20,736,517 | 24,361,949 | 29,732,982 |
| 一般財源 | 12,536,484 | 13,004,102 | 14,335,292 |
| 国庫支出金 | 2,795,276 | 2,072,982 | 7,343,831 |
| 都道府県支出金 | 920,494 | 1,470,542 | 1,631,028 |
| 地方債 | 2,356,719 | 5,291,138 | 2,702,851 |
| うち過疎対策事業債 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 2,127,544 | 2,523,185 | 3,719,980 |
| 歳出総額 B | 19,623,647 | 23,234,220 | 27,957,702 |
| 義務的経費 | 7,620,068 | 7,871,486 | 8,845,977 |
| 投資的経費 | 3,085,497 | 5,966,159 | 3,096,218 |
| うち普通建設事業 | 3,085,497 | 5,966,159 | 2,976,695 |
| その他 | 8,918,082 | 9,396,575 | 16,015,507 |
| 過疎対策事業費 | 0 | 0 | 0 |
| 歳入歳出差引額 C(A-B) | 1,112,870 | 1,127,729 | 1,775,280 |
| 翌年度へ繰越すべき財源 D | 580,720 | 181,613 | 870,459 |
| 実質収支 C-D | 532,150 | 946,116 | 904,821 |
| 財政力指数 | 0.580 | 0.538 | 0.499 |
| 公債費負担比率 % | 8.1 | 10 | 14.7 |
| 実質公債費比率 % | 9.9 | 6.5 | 8.9 |
| 起債制限比率 % | — | — | — |
| 経常収支比率 % | 86.7 | 88.4 | 89.4 |
| 将来負担比率 % | 36.9 | 21.6 | 15.9 |
| 地方債現在高 | 16,272,385 | 24,348,476 | 25,359,024 |

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況(市全域)

| 区分 | 昭和55 年度末 | 平成2 年度末 | 平成12 年度末 | 平成22 年度末 | 令和2 年度末 |
|--------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------|
| 市町村道 | | | | | |
| 改良率(%) | — | — | — | 53.5 | 54.6 |
| 舗装率(%) | — | — | — | 59.2 | 60.5 |
| 農道 | | | | | |
| 延長(m) | — | — | — | — | — |
| 耕地1ha当たり農道延長 (m) | — | — | — | — | — |
| 林道 | | | | | |
| 延長(m) | — | — | — | — | — |
| 林野1ha当たり林道延長 (m) | — | — | — | — | — |
| 水道普及率(%) | — | — | — | 66.0 | 72.2 |
| 水洗化率(%) | — | — | — | 54.1 | 75.4 |
| 人口千人当たり病院、診療 所の病床数(床) | — (一般0.0) | — (一般0.0) | — (一般0.0) | 18.8 (一般0.0) | 22.4 (一般0.0) |

(4) 地域の持続的発展の基本方針

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が令和3年4月1日に施行され、本市の旧桜川村が過疎地域として指定されました。

そして、令和2年の国勢調査の結果に伴い、令和4年4月、稲敷市全域が過疎地域に指定されました。本市では、合併後、少子高齢化と人口減少が予想を上回る速さで進展し、本市独自の人口減少対策への取り組みを計画した「稲敷市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略『いなしきに住みたくなっちゃう♥プラン』」を平成27年に策定し、人口減少問題を市の最重要課題として全庁的に取り組んできました。

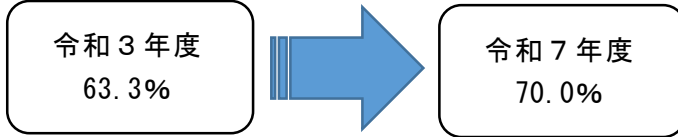
さらに、平成31年に市として3つの“目指すべき目標（基本方針）”を掲げた『稲しき未来ビジョン』を策定し、本市に住んでの幸福感や満足度の高い生活の提供が人口減少・少子高齢化対策の軸足であり、行政サービスにおいても、これまでのやり方を見直し、持続可能なまちづくりへの転換を図るなど、「量的な抑制を推進しながら、質的な向上を図っていくこと」を重要な視点と位置づけています。

人口減少は、地域経営に大きく影響する要素であり、コミュニティ活動や地域の継承、公共施設の維持、財政規模や行政規模の縮小等、将来の稲敷市を考える上で、地域のあり方そのものを変容させることが予想されます。また、人口減少とともに高齢化も進行しており、高齢者が地域で暮らしつづけることができる環境づくりも求められます。

このようなことから、本市の特性や市民意向を反映した「持続可能な地域社会づくり」を推進するため、地域の魅力やポテンシャルを活かした施策を展開することとします。

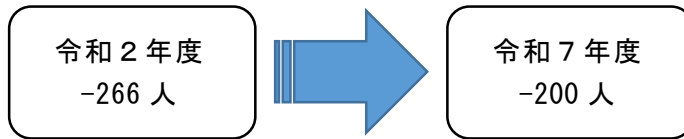
(5) 地域の持続的発展のための基本目標

定住希望率

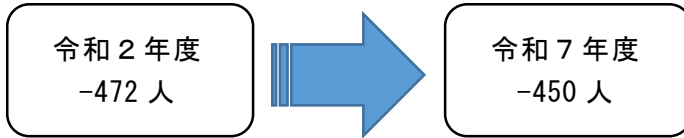


※市民アンケート調査より「住み続けたい」+「当分住みたい」の割合。

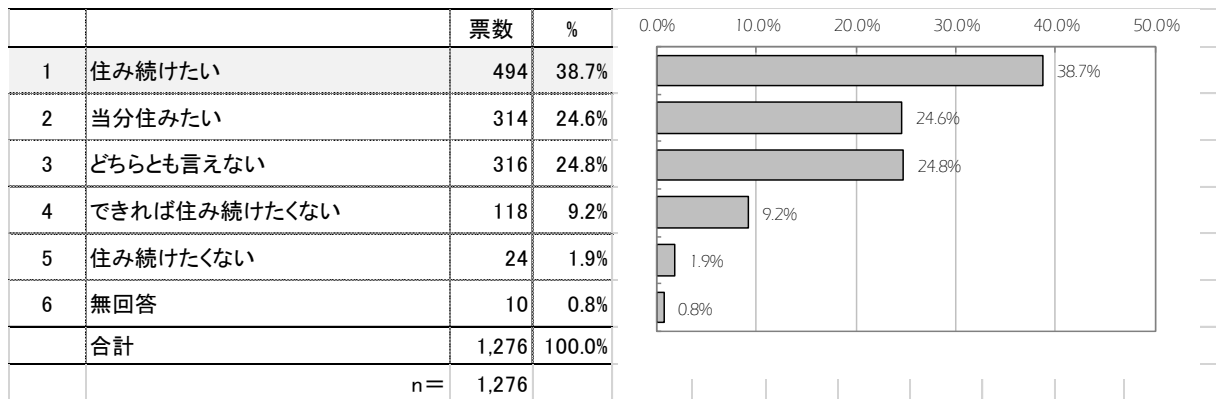
全市社会増減



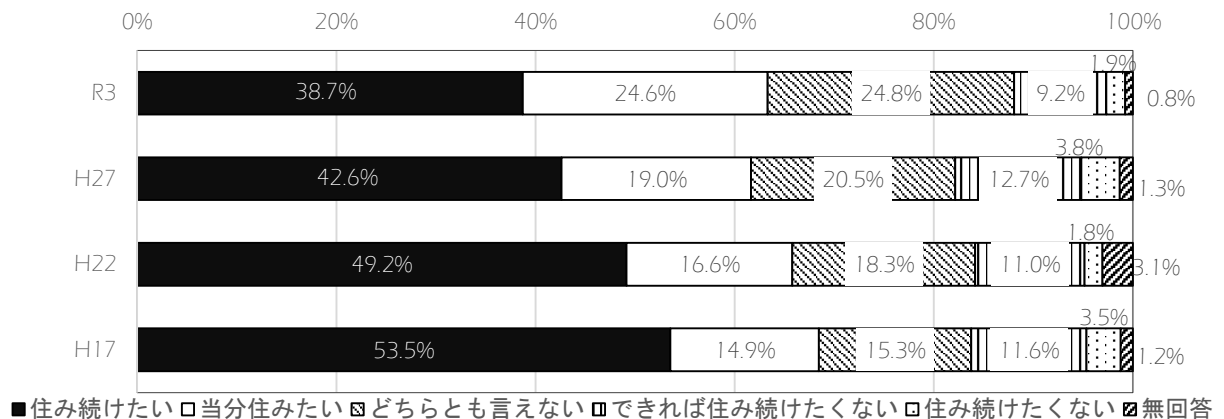
全市自然増減



令和3年度市民意識調査【Q：あなたは稲敷市に今後も住み続けたいですか。】



過去調査との比較



(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、既存の行政評価サイクルを活用し、内部評価及び外部評価等により行います。また、評価結果についても、既存の行政評価システムと同様に、評価と予算を連携させた施策展開を実施していきます。

(7) 計画期間

計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

稲敷市では平成28年5月に公共施設等総合管理計画を策定しており、その中で「稲敷市の課題解決にむけた方向性」として、以下の6つの基本方針を示しています。

稲敷市公共施設等総合管理計画 基本方針

| | |
|---------|------------------|
| 基本方針（1） | 公共施設等の総量を減らす |
| 基本方針（2） | 公共施設等の長寿命化を図る |
| 基本方針（3） | 公共施設の再編・利活用を促す |
| 基本方針（4） | 管理サイクルの体制を強化する |
| 基本方針（5） | 個別施設のコスト縮減努力を行う |
| 基本方針（6） | 持続可能に投資的経費を平準化する |

稲敷市過疎地域持続的発展計画では、「稲敷市公共施設等総合管理計画」との整合性を図りながら、関連する公共施設等の計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要なとなる事業を適切に実施します。

以下、本計画に記載する公共施設等の整備内容に関連する公共施設等総合管理計画の方針を転記する。

1 子育て支援住宅（公営住宅）

- ・これまで同様にすべての市営住宅を行政で整備するだけでなく、民間住宅の活用（家賃補助等）も視野に検討します。

2 公園施設

- ・水辺公園、自然公園、工業団地公園等は、避難所としては指定されていないが、災害時、避難場所としての機能を有する空間であるため、防災機能の付加等の再整備を図ります。

3 道路

- ・大型車の交通量をもとに、適切な管理水準(修繕の目安)を設定します。なお、実施に当たっては、沿道環境・地域特性・路線の重要度等も考慮し対応します。
- ・主要幹線道路は「災害等緊急時に移動可能な道路と位置づけ、国庫補助金等を積極的に活用し、重点的に修繕します。

4 橋梁

- ・大規模地震への対策として災害時の救助活動、物資輸送を伴う緊急輸送道路から順次、耐震補強工事を実施します。

5 水道施設

- ・経年施設の機能診断、耐震診断を実施し、老朽度、重要度に応じた更新の優先順位を検討し、健全経営を維持できる更新計画を推進します。
- ・老朽施設の更新、施設の耐震化、機能向上のための改良など、様々な目的を総合的に判断し、重複のない経済的な維持管理等を図ります。また、道路整備、下水道整備等と協調し、同時施工による効率的な維持管理を推進します。

6 下水処理施設・農業集落排水

- ・施設の維持管理にあたっては、年々増え続ける修繕費のコストダウンに努めるため、各施設の不具合箇所の点検確認及び委託業者との連携を密にし、老朽化や劣化の修繕等を実施します。

7 防災施設

- ・施設等の適切な補修工事にあわせ、必要に応じた設備の更新を図ります。
- ・施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、災害時に備えて市民の安全・安心を確保します。

8 子育て支援施設（子育て支援センター、認定こども園）

- ・機能向上を含めた老朽化の改善を検討します。
- ・多様化する学習環境への対応をはじめ、快適な室内環境の確保など教育環境の向上を検討します。
- ・子育て支援施設の果たすべき役割を踏まえ、地域拠点・地域交流の促進を検討します。
- ・未就学人口の減少への対応及び幼児施設に求められるニーズの変化への対応について、地区における幼児教育施設の在り方を検討委員会等で協議していきます。

9 学校教育関連施設

- ・学校施設の継続的・効率的な維持保全を行います。
- ・機能向上を含めた学校施設老朽化の改善を検討します。
- ・多様化する学習環境への対応をはじめ、快適な室内環境の確保など教育環境の向上を検討します。
- ・学校施設の果たすべき役割を踏まえ、地域拠点・地域交流の促進を検討します。
- ・震災時に地域住民の避難生活や避難所の運営に必要なスペースを確保し、ライフラインの被災に備えた対策を行います。

10 体育施設等

- ・総合運動公園は、老朽化等による破損個所が顕著な為、点検により破損が確認された場合は、速やかに修繕等を実施します。
- ・桜川総合運動公園は、社会体育（フィールド施設）の活動拠点とするため、予防的修繕を行い、長寿命化し、トータルコストの縮減・平準化を目指します。
- ・桜川総合運動公園は市内外の競技会等に対応できる社会体育（フィールド施設）の活動拠点として施設のグレードアップ等を推進します。
- ・江戸崎体育館は指定避難所であり、危機管理課と連携し支援物資等を配備し、災害時に備えた体制整備に努めます。
- ・農業者トレーニングセンターは旧耐震基準の施設のため、利用状況を確認し必要な安全対策を講じます。
- ・新利根総合運動公園は、施設の長寿命化を図るため、予防的修繕等を行っています。
- ・江戸崎、新利根総合運動公園等は今後、人口一人当たりの適正規模や利用状況をふまえ、機能の集約化を促進します。

11 社会教育施設・市民文化施設

- ・江戸崎中央公民館は、市のメイン公民館として位置付け、生涯学習活動を展開します。
- ・江戸崎中央公民館は、大規模改修を検討し、トータルコストの縮減を図ります。
- ・あずま生涯学習センターは、稲敷市東部の生涯学習活動の拠点として位置付け、生涯学習活動を展開していきます。
- ・あずま生涯学習センターは、長期的な視点で計画的にコストの縮減を目指します。
- ・図書館・歴史民俗資料館は今後もこれまで同様に、当施設でのサービスを継続していきます。
- ・コミュニティセンターは、利用状況等を把握した上で、関係機関と協議を行い、今後の利活用を検討していきます。
- ・コミュニティセンターは建築後20数年が経過しているため、施設の利用状況に応じて施設の修繕を図ります。

12 保健・福祉施設

- ・継続利用する施設であるため、耐久性を高める長寿命化により、壊れてから直す「事後保全型」の考えから、計画的に直す「予防保全型」とし、計画的に修繕・大規模改修を行います。
- ・総合的かつ計画的な管理により、点検・保守・修繕を計画的に行い、公共施設等を健全な状態に保ち、市全体で一定水準以上の良好な状態を保つことを目指します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

稲敷市の人口は平成7年に51,652人だったのに対し、令和2年には39,039人となっており、25年間で人口減少率が24.4%と急速に進んでいます。65歳以上の高齢者が14,329人で36.7%を占め、一方で15歳～29歳は4,366人、若年者比率は11.2%となっています。

令和2年度の社会増減は、転入が1,025人、転出が1,228人です。転入者を年齢階層別に見ると未就学児が69人、30歳～49歳が354人と多く、稲敷市出身者が結婚・出産を経て、子どもが小学校へ入学する前にUターンするケースが一定数存在することがわかります。転出者は15歳～34歳が693人で、高校を卒業後、進学や就職、そして結婚等を機に親元を離れるケースが半数以上を占めています。

また、地域間交流の面では、稲敷市は霞ヶ浦南岸に位置し、つくば霞ヶ浦りんりんロードの区間となっています。近年のサイクリングブームの後押しもあり、休日には多くのサイクリストが訪れています。しかし、その来訪者の多くはサイクリストのための施設等が整備されている土浦市等を拠点としているため、サイクリングの通過地点となってしまっているのが現状です。

(2) その対策

ア 移住・定住

- ①市有地の有効活用や定住促進を図るため、子育て世帯や稲敷市に就業する世帯などにとって魅力ある居住環境を整備します。
- ②若年夫婦のマイホーム取得やリフォームによる住宅整備を支援するため、助成金や補助金を交付します。
- ③お試し住宅施設を活用した田舎暮らしのプロモーションを展開し、移住定住を促進します。

イ 地域間交流

- ①和田公園がサイクリストに限らず、市民の憩いの場となり、活気にあふれる公園となるよう、茨城県や地元関係者等と連携し利活用を検討するとともに、霞ヶ浦を活用した交流や滞在ができる公園として再整備を検討します。
- ②市外サイクリストの増加による観光事業の振興を図るため、市内周遊サイクリングコースの情報発信やサイクリングプロモーション映像制作、レンタサイクルの貸出、サイクルサポートステーションの拡大等に取り組みます。

ウ 人材育成

- ①公民館を地域における生活支援やコミュニティ活動の拠点施設として位置づけ、市民主体の地域づくりを推進します。
- ②地域住民のまちづくりへの関心を高め、協働に対する正しい理解とその必要性の周知を図り、地域共生社会に向けたまちづくりの担い手育成を図ります。
- ③本計画の策定にあたり開催した「いなしきを未来につなぐ地域づくりワークショップ」を母体として、地域づくりの担い手となる人材育成を推進します。
- ④地域資源の発掘・活用や地域共生社会に向けた取り組みについての市民活動を支援します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------------|------------------|------------------------|------|----|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (1)移住・定住 | 子育て世帯住宅建設事業 | 市 | |
| | | 若年夫婦及び三世帯同居マイホーム取得支援事業 | 市 | |
| | | 田舎暮らしのお試し住宅事業 | 市 | |
| | | 結婚新生活支援事業 | 市 | |
| | | 空き家バンク事業 | 市 | |
| | | 愛しき稲しき推進事業 | 市 | |
| | | シティプロモーション推進事業 | 市 | |
| | (2)地域間交流 | 和田公園利活用検討事業 | 市 | |
| | | 和田公園改修事業 | 市 | |
| | | サイクリング環境整備事業 | 市 | |
| | (3)人材育成 | 地区拠点施設における地域づくり支援事業 | 市 | |
| | | 自主防災組織育成事業 | 市 | |
| | | 市民協働推進事業 | 市 | |
| | | 協働のまちづくり啓発事業（市民協働啓発事業） | 市 | |
| | (4)過疎地域持続的発展特別事業 | 社宅等整備支援事業 | 市 | |

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林水産業

稲敷市には、霞ヶ浦や一級河川の小野川などの水に恵まれた平坦な地形が広がっていることから、古くから米などの水田を利用した土地利用型の農業が営まれてきました。また、霞ヶ浦周辺の干拓地を中心に、レンコンの生産が盛んに行われています。

しかしながら、近年における全国的な米消費量の減少、さらには消費者ニーズの多様化や輸入農産物の増大による価格低迷など、社会経済情勢が著しく変化していることに加えて、農業従事者の高齢化や離農者の増加、また耕作放棄地の増大等、厳しい状況におかれています。

また、稲敷市の水産業については、霞ヶ浦がワカサギやシラウオ、ゴロなどの水産資源に恵まれていることから、古くから漁業や水産加工業が営まれてきましたが、漁獲量の減少や食文化の変化に伴い、農業と同様に、従事者も減少の一途をたどっています。

経営耕地面積

(単位：経営体、ha)

| 区分 | 総数 | | 田 | | 畑 | | 樹園地 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|------|----|
| | 経営体数 | 面積 | 経営体数 | 面積 | 経営体数 | 面積 | 経営体数 | 面積 |
| 平成7年 | 3,726 | 7,232 | 3,659 | 6,551 | 2,196 | 657 | 112 | 24 |
| 平成12年 | 3,462 | 6,989 | 3,390 | 6,444 | 1,775 | 522 | 88 | 23 |
| 平成17年 | 2,768 | 6,439 | 2,731 | 5,962 | 1,151 | 454 | 60 | 28 |
| 平成22年 | 2,368 | 6,553 | 2,318 | 6,029 | 1,034 | 504 | 60 | 20 |
| 平成27年 | 2,004 | 6,471 | 1,960 | 6,094 | 734 | 358 | 58 | 19 |
| 令和2年 | 1,500 | 6,367 | 1,450 | 5,977 | 347 | 380 | 23 | 10 |

(農林業センサスより)

イ 商工業

稲敷市には7つの工業団地があり、多くの市民の雇用の場となっていますが、それ以外は小規模事業所がほとんどです。江戸崎地区と桜川地区には商店街があり、地域の中心的な商業集落拠点として発展してきましたが、近年は近隣市町村への郊外型大型店舗の出店や、ひとり1台と言っても過言ではないほどのマイカーの普及等により、地域で買い物をする消費者は激減しています。

また、後継者不足に加え新型コロナウイルス感染症による景気悪化もあり、小売店などは益々減少する傾向がみられます。

ウ 観光の開発

稲敷市は霞ヶ浦南岸に位置し、桜川地区は水郷筑波国定公園の一部となっています。中でも和田公園は霞ヶ浦を望む場所に位置し、毎年4月に開催される「稲敷チューリップまつり」は10万本以上のチューリップが咲き誇り、その美しい光景目当てに多くの人々が詰めかけます。また、市内にはゴルフ場が9か所あり、毎日多くのゴルファーが訪れ、プレーを楽しんでいます。

しかしながら、いずれの来訪者もそれ以外に立ち寄る観光拠点がないため、観光地としての魅力不足は否めません。今後は、既存施設の改修等による魅力アップと、新たな観光資源の発掘によりPRに努める必要があります。

(2) その対策

ア 農林水産業

- ①各土地改良事業に対する費用負担や、用排水機場・樋門等の管理、圃場の耕作条件改善、農業用排水路及び排水機場の維持管理費の負担、湛水防除施設管理に対する補助、国営事業による農業水利施設の維持管理に対する負担を行います。また、基幹水利施設の維持管理を行います。
- ②農作業の省力化を目標とした、ICTやロボット、AIなどを活用した次世代型農業「スマート農業」の積極的導入の推進を図ります。
- ③主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付に転換を促進することで、水田面積の維持を図ります。また、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより農業経営の安定を図ります。
- ④認定農業者及び新規就農者への支援を行います。また、低利かつ長期で利用できるよう、農業協同組合や日本政策金融公庫等の金融機関が融資する農業制度資金に対して利子助成を行います。
- ⑤法人による大規模な農業生産や研究開発の場として農地を活用するため、農業を行う企業に対する支援を行います。
- ⑥地球環境にやさしい農業を推進し、農産物の付加価値及び暮らしやすい田園空間の整備を目指します。
- ⑦地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地・水路・農道等）の基礎的保全管理、質的向上を図る活動を支援します。
- ⑧都市と農村の共生・対流等促進による地域活性化等の推進を図るため、市農産物のPR及び市民農園・直売所等への支援を行います。
- ⑨生産団体及び女性農業者団体の活動を支援します。また、JA等の生産者団体にGAPの取得を促すなど、農産物の付加価値を高め銘柄産地化やブランド化を図ります。

- ⑩船溜の修繕、棧橋の維持管理を行います。また、ワカサギ人工ふ化事業等への補助を行い、漁場環境保全・水産物の消費拡大を図り、水産加工業の振興に努めます。

イ 商工業

- ①商工会等の支援を行うことにより、地域商工業を活性化及び安定した運営と商工業の振興を図ります。
- ②中小企業あるいは個人経営の店主に対し、経営の安定化や技術の向上等を促進し商工業の振興を図ります。
- ③商工会等と連携し、創業希望者等に創業に関する相談窓口（ワンストップ窓口）や創業塾などの支援を行います。
- ④市内で創業、第二創業又は新事業展開をする中小企業者に対し、創業等に要する経費の一部を補助します。
- ⑤近年の働き方の多様化に対応するため、テレワーク施設やワーケーション施設の整備についての支援を行います。
- ⑥実店舗での販売だけでなく、インターネット販売等の創業についても支援策を推進します。

ウ 観光の開発

- ①霞ヶ浦沿岸の活用を進めるため、県及び沿岸市町村との連携を図るとともに、妙岐の鼻をはじめとする豊かな水辺環境の活用を図ります。
- ②地域住民の生活環境との共存に配慮しながら、ゴルフ場との連携強化、空き家を活用した滞在型観光やワーケーション等、多様化する観光に合わせた観光振興を推進します。
- ③観光来訪のきっかけとするため、「いなしき夏まつり花火大会」や「稲敷チューリップまつり」などのイベントの充実を図るほか、地域の歴史・文化を生かした観光資源の活用を推進します。
- ④市外サイクリストの増加による観光事業の振興を図るため、市内周遊サイクリングコースの情報発信やサイクリングプロモーション映像制作、レンタサイクルの貸出、サイクルサポートステーションの拡大等に取り組みます。（再掲）

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------|---------------------------|---------------------------|--------------------------------|----|
| 2 産業の振興 | (1)基盤整備 | 土地改良振興事業 | 市 県 <small>土地改良区</small> | |
| | (3)経営近代化 施設 | ICTを活用したスマート農 業の導入支援事業 | 市 | |
| | | 排水対策事業 | 市 | |
| | (6)起業の促進 | 商工業振興事業（創業者支 援） | 市 商工会 | |
| | | 市民のための創業支援事業 | 市 商工会 | |
| | (9)観光又はレ クリエーショ ン | 観光振興事業 | 市 | |
| | | 観光協会との連携 | 市 | |
| | | 和田公園利活用検討事業 | 市 | 再掲 |
| | | 和田公園改修事業 | 市 | 再掲 |
| | | サイクリング環境整備事業 | 市 | 再掲 |
| | (10)過疎地域 持続的発展特 別事業 | 農業経営所得安定対策事業 | 市 | |
| | | 農業経営基盤強化促進事業 | 市 | |
| | | 環境保全型農業推進事業 | 市 | |
| | | 多面的機能支払交付金事業 | 市 | |
| | | 都市農村交流事業 | 市 | |
| | | 耕作放棄地対策事業 | 市 | |
| | | 農産物振興事業 | 市 | |
| | | 農作物有害鳥獣駆除対策事 業 | 市 | |
| | | 畜産振興事業 | 市 | |
| | | 水産業振興事業 | 市 | |
| | | 林業振興事業 | 市 | |
| | | 商工業振興事業（商工会運 営補助） | 市 | |
| | | 自治金融制度 | 市 | |
| 就労支援・企業情報発信事 業 | 市 | | | |
| 官民連携産業活性化事業 | 市 民間企業 | | | |

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び促進すべき業種

| 産業振興促進区域 | 業種 | 計画期間 | 備考 |
|----------|----------------------------|--------------------|----|
| 旧桜川村全域 | 製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業 | 令和3年4月1日～令和8年3月31日 | |
| 市全域 | | 令和4年4月1日～令和8年3月31日 | |

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)のとおりとし、事業の推進に当たっては、その効果を発揮させるため、茨城県及び周辺市町村との連携を強化します。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

稲敷市では携帯電話およびインターネット（光ファイバー）は地域内全域で利用可能となっているため、環境は整備されていますが、利用することに慣れていない高齢者が多い状況です。

また、スマートフォン等モバイル端末の普及に合わせ、市役所や公民館へ公衆無線LANの整備が完了していますが、今後は観光・災害時に必要な情報にアクセスしやすくなるよう、まだ整備が進んでいない主要な観光・防災拠点においても公衆無線LANの整備を拡充する必要があります。

(2) その対策

- ①市民向けのスマートフォン講座等を開催し、行政側と共に市民の情報化も推進します。
- ②観光・災害時にも利用しやすいWi-Fi環境を実現するため、主要な観光・防災拠点に公衆無線LANを整備します。
- ③デジタル技術を活用し、生活インフラや利便性の確保に取り組みます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------|---------------------|-------------|----------|----|
| 3 地域における情報化 | (1)電気通信施設等情報化のための施設 | 公衆無線LAN整備事業 | 市 | |
| | | 地域DX推進事業 | 市 | |
| | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 行政情報提供強化事業 | 市 | |
| | | 生涯学習講座開催事業 | 市 | |

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

稲敷市の主要な道路としては、国道が51号・125号・408号の3路線ですが、一部は生活道路・通学路として危険箇所改善のため、事業着手中のバイパス整備工事の早期完了が望まれています。県道は2号（水戸鉾田佐原線）・5号（竜ヶ崎潮来線）・11号（取手東線）・25号（土浦稲敷線）・49号（江戸崎新利根線）・103号（江戸崎下総線）・107号（江戸崎神崎線）・206号（新川江戸崎線）・231号（稲敷阿見線）の9路線で、いずれも市内や近隣主要都市を結ぶ道路として、大型車をはじめ交通量の非常に多い路線です。

市道の実延長は令和2年度末で1,885,902.1kmとなっており、改良率は54.6%です。本市では、高齢になっても主な移動手段は自家用車であり、安心して安全な道路を運転できるように、各集落間や公共施設・商業施設・ゴルフ場等のレジャー施設へつながる道路の改良整備の促進を図る必要があります。

また、橋梁については、老朽化が進行し維持管理コストの増加が懸念されます。

イ 交通

稲敷市の公共交通については、以前は大手バス事業者の路線バスが比較的多く運行されていましたが、利用者の減少により一部を除き次々と廃線となっていました。代替として、現在は高校生の通学と医療機関やスーパー等へ行く高齢者を主な利用客として運行している市内バス事業者へ補助金を交付し、地域公共交通の確保を図っています。

また、令和3年度からは、路線バスの活性化・維持・存続を目的として、通学定期券の費用の一部を補助することとしました。

その他、自家用車が運転できない市民を対象として、タクシー利用券を助成しています。

(2) その対策

ア 道路

- ① 広域的な交通ネットワークを形成するため、国県道などの幹線道路の整備を促進します。
- ② 幹線道路を補完する幹線市道とともに、生活道路の整備及びそれらの維持管理を計画的に進めます。
- ③ 橋梁は長寿命化修繕計画に基づき、定期点検や老朽化により部分的に傷んだ橋梁の補修工事等を計画的に実施し、適切に維持管理を行うことで

コスト縮減と長寿命化を推進します。

- ④生活拠点への自転車でのアクセス確保や、本市が有する景観と調和した道路整備など、生活利便性と地域の魅力を高めるため、道路環境の向上を進めます。

イ 交通

- ①地域住民にとって必要な公共交通手段として、民営路線バスの維持を支援します。
- ②路線バスの活性化・維持・存続のため学生の通学定期券の費用の一部を補助します。
- ③高齢者等が無理することなく、安全に通院や買い物へ行くための手段確保の一助としてタクシー利用券を助成します。
- ④新たな高速バス便を誘致し、首都圏及び成田空港等へのアクセス向上を図ります。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-------------------|--------------|---------------------|------|----|
| 4 交通手段の整備、交通手段の確保 | (1)市町村道 | 市道(江)1級2号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(江)1級4号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(江)1級12号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(江)1級15号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(江)1409号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(新)1級1号線道路改良工事 | 市 | |
| | | 市道(新)1級3号線付近排水路補修工事 | 市 | |
| | | 市道(新)1022号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(新)1046号線舗装補修工事 | 市 | |

| | | | | |
|--|------------------|------------------------------|---|--|
| | | 市道(新)1093号線道路改良工事 | 市 | |
| | | 市道(桜)1級3号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(桜)1級6号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(桜)1級12号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(桜)1級16号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(桜)2級9号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(桜)1089号線舗装補修工事 | 市 | |
| | | 市道(桜)1252号線道路改良工事 | 市 | |
| | | 市道(東)1-4号線舗装工事 | 市 | |
| | | 市道(東)1-8号線舗装工事 | 市 | |
| | | 市道(東)2-14号線舗装工事 | 市 | |
| | | 市道(東)526号線外1路線舗装工事 | 市 | |
| | | 市道(東)831号線舗装工事 | 市 | |
| | | 市道(東)1576号線外1路線舗装工事 | 市 | |
| | | 月出里地区 排水整備工事 | 市 | |
| | | 橋梁維持補修事業 | 市 | |
| | (9)過疎地域持続的発展特別事業 | 地域公共交通対策事業 | 市 | |
| | | 公共交通利用券補助事業 (タクシー利用券補助事業) | 市 | |
| | | 広域公共交通確保事業 | 市 | |
| | | 高速バス誘致推進事業 | 市 | |

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

稲敷市の上水道は、昭和30年代の旧新利根町及び旧東町の簡易水道事業の時代から、昭和55年12月に旧江戸崎町水道事業、昭和58年3月に旧新利根町水道事業、昭和55年3月に旧桜川村水道事業、昭和56年3月に旧東町水道事業として創設され、平成20年4月の事業統合により現在に至っています。

県南西広域水道用水供給事業により合併前の旧町村ごとの配水場でほとんどを受水し、必要な工程を経て水道水として市民に供給しています。令和2年度末の水道普及率は72.2%となっており、今後は台地部に位置し、地下水が豊富で普及率の低い江戸崎地区の普及を図る必要があります。

配水池や管路等の水道施設は、昭和50年代に整備されたものが多く、老朽化や耐震性に劣る施設が多いため、耐震化を含めた計画的な改修が必要であり、特に避難所など重要な施設に接続する管路等の施設については、早急な耐震化が求められています。

イ 下水道

稲敷市の下水道は、平成元年より旧新利根町で流域関連公共下水道、旧桜川村で農業集落排水事業に着手し、平成8年より供用を開始しました。その後、各地区において整備に着手し、令和2年度末時点で、公共下水道4地区、農業集落排水事業8地区、合わせて12地区となり、接続率は75.4%となっています。

下水道の整備については、桜川地区及び東地区については整備が完了しているため、今後は江戸崎地区及び新利根地区の市街化調整区域の整備になりますが、費用対便益比を慎重に見定め、財政状況を勘案し整備していくことが求められています。

また、桜川地区の農業集落排水処理施設から排出される汚泥は、一般財団法人稲敷市農業公社が運営する元気館さくらがわにおいてコンポスト化（堆肥化）され、市内の公園や希望者に配布する等有効利用されています。その他の処理施設からの汚泥については、民間に委託し、処分・再利用されています。

管路や処理施設等下水道施設は比較的新しいため、土木・建築構造物については改修の必要はありませんが、電気・機械設備については、整備後20年を経過したものが増えてきており、老朽化に伴う故障が顕著になり、財政をひっ迫させる要因になるおそれがあります。このため、ストックマネジメント計画に基づく計画的な改修工事が必須であり、さらに処理区の統合も求められています。

ウ 消防・防災

稲敷市の消防救急は3市3町1村（稲敷市・龍ヶ崎市・牛久市・阿見町・利根町・河内町・美浦村）から構成される、稲敷地方広域市町村圏事務組合が担っており、管轄は江戸崎地区がいなほ消防署、新利根地区が龍ヶ崎消防署新河分署、桜川地区と東地区がいなほ消防署桜東分署となっています。

また、消防団は稲敷市消防団として81分団1,229名（令和2年度）が在籍し、地域住民の生命財産を災害から守るために活動していますが、若年層の減少に加え、サラリーマンの増加による職住分離の形態が進んでいることから、団員の確保に苦慮しています。

市では、いつ発生するかわからない災害に備え、ハザードマップや地域防災計画を活用し、市民が日頃から災害への備えや、災害発生時の避難を迅速に行えるように防災意識の啓発を図っています。

エ 公営住宅

稲敷市には14の市営住宅があります。中でも、平成16年及び平成18年築の結佐住宅と平成6～7年築で家族向けの阿波住宅は入居希望者が多く、ほぼ空きが出ることはありませんでしたが、近年、わずかに空室が出る状況が見られ始めました。それ以外の住宅は老朽化と人口減少等の影響で入居率はあまり高くない状況のため、新規入居者の募集は行わず、解体をしていく予定です。

今後は、福祉住宅だけでなく、若い世代が住みやすい住環境を整備する必要があるとして官民連携も含めた取り組みの検討を開始しています。

オ 市営公園

稲敷市にはイベント開催やキャンプ利用ができる和田公園をはじめとして、合計11の市営公園があります。子連れファミリー層が利用しやすいリバーサイド公園や重要文化財の横利根閘門がある横利根閘門公園は比較的用户者がいますが、それ以外の公園は人口・子育て世代の減少により、通常時は利用する家族等が少なく、活気が失われつつあります。

（２）その対策

ア 上水道

- ①水道施設更新計画に基づき、老朽化した施設の計画的な更新と、災害に強い耐震化施設の整備を行うとともに重要管路の更新を実施します。
- ②生活用水として新規に水道へ加入する方への加入金の減額及び一定以上の工事費用がかかる加入者に対して、工事費の補助を実施します。

イ 下水道

- ① 下水道の処理場・管路・マンホール・中継ポンプ等全ての施設を調整し、常時良好な状態で運転、維持管理するとともに、施設の支障箇所の補修工事や管路の清掃を行います。
- ② 下水道の加入を促進し、利用率の向上・事業の効率化を図ります。
- ③ 下水道の加入促進のため、排水設備接続工事費の一部について補助金を交付します。
- ④ 下水道事業計画区域外で、条件に当てはまる申請世帯が高度処理型浄化槽を設置する場合には補助金を交付します。
- ⑤ 元気館さくらがわの管理を行い、農業集落排水処理場から発生する汚泥の有効活用に努めます。

ウ 消防・防災

- ① 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助・共助の意識が高められるよう、稲敷地方広域市町村圏事務組合と連携し、火災予防運動や防災への啓発活動、防災訓練を積極的に行います。
- ② 日頃から災害に備えた様々な取組みをする自主防災組織の結成にむけた活動の支援を行います。
- ③ 各種災害に対応できるよう、体制の強化及び避難場所等の確保に努めます。
- ④ 災害から市民の生命、身体、財産を守るため、防災行政無線については、既存設備の更新と新たな防災情報通信手段の整備検討を行います。
- ⑤ 適切な管理がされていない空き家等の所有者に対し管理指導等を行ったり、ごみ等の不法投棄を防止するため、カメラの設置や廃棄物対策管理官によるパトロールを実施し、生活環境の保全を図ります。

エ 公営住宅

維持すべき住宅については公営住宅長寿命化計画を策定し、効率的かつ円滑な維持・補修を推進します。

オ 市営公園

市民が快適かつ安全に公園・緑地等を利用できるよう、公園施設の保守点検や維持管理を行います。また、より利用しやすい市民の憩いの場となるよう整備を図っていきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------------|--------------------------|--------------------|-------------------------------|----|
| 5 生活環境の整備 | (1)水道施設 | 水道施設更新事業 | 市 | |
| | | 配水管新設事業 | 市 | |
| | | 未加入者加入推進事業 | 市 | |
| | (2)下水処理 施設 | 公共下水道整備事業 | 市 | |
| | | 下水道の維持管理事業 | 市 | |
| | | 下水道の接続促進事業 | 市 | |
| | | 排水設備工事資金補助事業 | 市 | |
| | | 高度処理型浄化槽設置補助 事業 | 市 | |
| | | 汚泥処理施設維持管理事業 | 市 農業公社 | |
| | (5)消防施設 | 広域消防・救急整備事業 | 市 稲敷広 域市町 村圏事 務組合 | |
| | | 消防設備等整備事業 | 市 | |
| | | 防災センター整備事業 | 市 | |
| | (6)公営住宅 | 市営住宅維持管理事業 | 市 | |
| | (7)過疎地域 持続的発展 特別事業 | 防災情報通信強化事業 | 市 | |
| | | 防災備蓄整備事業 | 市 | |
| | | 消防団活動活性化事業 | 市 | |
| | | 自主防災組織育成事業 | 市 | 再掲 |
| | | 防犯カメラ設置事業 | 市 | |
| | | 防犯灯設置維持管理事業 | 市 | |
| | | 青色パトロールカー購入事 業 | 市 | |
| 空き家対策事業 | | 市 | | |
| 不法投棄対策事業 | | 市 | | |
| 耐震改修促進事業 | | 市 | | |
| 急傾斜地対策事業 | | 市 | | |
| 市営公園等管理・グレード アップ事業 | 市 | | | |

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

稲敷市の幼保施設は市立が認定こども園えどさき、桜川こども園、新利根幼稚園、ゆたか幼稚園、みのり幼稚園の5施設で、このほかに私立の認定こども園が1施設、保育所が2施設あります。

少子化の影響から、園児数が激減している状況のため、公私連携を図り、今後の適正な施設配置の検討が進められています。市立の園では統合のための既存園舎の改修や建て替え、私立の園では市立の園が閉園した際の園児の受入のための施設の拡充など、ハード整備が必要です。通園エリアが広くなるため、園児バスの運行もこれまで以上に重要視されています。

また、子育て支援センターについては、市が運営するものが2か所、民間の幼保施設がそれぞれ運営するものが3か所ありますが、今後の施設配置に合わせて、こちらも公私連携で充実させていくことが求められています。

イ 高齢者の保健及び福祉

稲敷市の65歳以上の人口は令和2年国勢調査において14,329人です。高齢者比率は平成7年では17.7%でしたが令和2年に36.7%となっており、急速に高齢化が進んでいます。このような高齢化の進行にともない、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者など、地域において支援を必要とする高齢者が増加し、地域の支え合いがますます重要となってきたことから、ひとり暮らし高齢者が安心して暮らすことができるよう緊急通報システムの設置や、高齢者の介護にあたる家族等の負担軽減を図るための支援を実施しています。

また、高齢者の生きがいつくり、健康づくりを推進するため、各種スポーツ大会の実施や、介護予防、高齢者の日常生活の自立支援のため介護予防体操教室等の活動を支援しています。

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ① 0歳児から小学校就学までの一貫した教育・保育事業の充実を図るとともに、園児がのびのびと園生活を送れるように既存施設の適正な維持管理に努めます。
- ② 人口と幼稚園児数が減少するなか、保育所入所児童は増加の一途をたどっている現状を鑑み、将来的な幼児教育施設や保育施設のあり方を検討し策定した「公立幼児施設適正配置基本方針」に基づき、認定こども園の移設による建設及び子育て支援センターの建設を検討します。

- ③保護者が就労等により昼間家にいない小学生に対して、適切な遊びや生活の場の提供を行う放課後児童クラブの適正な整備運営に努めます。
- ④世代間交流や郷土愛の育成を促進するため、公民館を拠点とする活動を支援します。

イ 高齢者の保健及び福祉

- ①全ての高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域での見守り体制の充実を図ります。
- ②ひとり暮らし高齢者が安心して暮らすことができるよう、緊急通報体制等の整備、各種サービスの支援、安否確認などを実施し、高齢者の生活支援の充実を努めます。
- ③要介護状態となることの予防や要介護状態の軽減、できるだけ自立した生活を送れるよう、高齢者が利用できるサービスとして、様々な介護予防教室を開催します。
- ④敬老事業を実施し、長寿をたたえ、高齢者を敬愛する思想の普及に努めます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|------------|----|
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (1)児童福祉施設 | 子育て支援センター建設事業 | 市 民間事業者 | |
| | (2)認定こども園 | 認定こども園建設事業（既存施設解体、移転先検討、新規用地購入等を含む） | 市 民間事業者 | |
| | | 認定こども園（長寿命化）改修事業 | 市 民間事業者 | |
| | | 認定こども園防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震対策） | 市 民間事業者 | |
| | | 認定こども園園児バス運行事業 | 市 民間事業者 | |
| | (3)高齢者福祉施設 | いこいのプラザ改修事業 | 市 | |
| | (5)障害者福祉施設 | 福祉センター改修事業 | 市 | |
| | | ハートピアいなしき改修事業 | 市 | |
| | (7)市町村保健センター及び母子健康包括支援センター | 保健センター改修事業 | 市 | |
| | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | 子どもの未来応援商品券交付事業 | 市 | |
| | | 子ども・子育て支援事業（幼児教育・保育事業） | 市 | |
| | | 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） | 市 | |
| | | 出生届記念品贈呈事業 | 市 | |
| | | 高齢者生活支援事業 | 市 | |
| | | 家族介護継続支援事業 | 市 | |
| | | 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業 | 市 | |
| | 敬老事業 | 市 | | |

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

稲敷市には内科や歯科等の診療機関は複数ありますが、小児科をメインとしているクリニックと産婦人科がありません。そのため、特に若い子育て世代からは、医療機関の充実を望む声が多く聞かれます。また、入院等が必要な場合は、対応している大きな医療機関がなく、市民は自家用車等で30分以上かけて市外の医療機関を受診しなくてはならない状況です。

(2) その対策

- ①自家用車を持っていない人や運転できない人でも安心して通院ができるよう移動手段確保の一助としてタクシー利用券を助成します。
- ②市民が安心して医療を受けることができるよう、市内及び近隣医療機関の医師の確保と医療体制の充実を図ります。
- ③休日夜間の医療機関を確保し、市民が安心して医療を受けられる体制を整備します。
- ④情報技術を活用した医療環境整備を目指し、遠隔医療の導入についての研究を行います。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------|---------------------|------------------------------|-----------------|----|
| 7 医療の確保 | (3)過疎地域持続的発展特別事業 | 地域医療環境強化事業 | 市 民間 医療機関 | |
| | (4)その他 | 地域公共交通対策事業 | 市 | 再掲 |
| | | 公共交通利用券補助事業 (タクシー利用券補助事業) | 市 | 再掲 |
| | | 広域公共交通確保事業 | 市 | 再掲 |
| | 休日診療等医療体制確保 促進事業 | 市 | | |

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 義務教育

稲敷市には小学校が8校、中学校が4校あります。

小学校については、平成17年の合併時は16校ありましたが、少子化の影響から統廃合を進めており、約15年で半減しました。統廃合の影響により、1つの小学校単位の学区が広がったため、児童の多くは遠距離通学となり、市ではスクールバスを運行し、通学の支援に努めています。また、閉校した小学校の跡地の利活用が課題となっています。

中学校については、合併時の4校を維持していますが、生徒数の減少を鑑みた今後の適正配置について検討が必要であるとともに、各施設とも老朽化による不具合が発生していることから必要に応じた改修が求められています。

学校給食については、合併以降も桜川地区の小中学校において、自校式の給食提供を行ってききましたが、令和3年度の桜川地区小学校統合により、小学校は学校給食センターによるセンター方式に切り替え、現在は桜川中学校の1校のみが自校式での提供を続けています。稲敷市には江戸崎学校給食センターと東学校給食センターの2つの学校給食施設があり、そこで桜川中学校を除く全ての小中学校と3つの幼稚園の給食を調理しています。しかし、どちらの施設も老朽化しており、今後も2つの施設で業務を継続していくことは難しいため、新たな給食センターの整備を検討しています。

また、現在、旧鳩崎小学校を教育センターとして活用し、市内全域の不登校児童生徒のため適応指導教室を開設して、学習支援や自立支援を行っていますが、校舎の老朽化にともない毎年、修繕を行っていると同時に、屋上部分の防水機能が失われ雨漏りも発生している状況であり、継続した学習支援等を行うためには、稲敷市の面的中心に近い場所を候補地として新たな教育センターの設置を検討しています。

イ 社会体育

稲敷市には江戸崎・新利根・桜川の3つの総合運動公園があり、それぞれに野球場やテニスコート等があります。東地区には、農業者トレーニングセンター（体育館）、野球場、グラウンドがあり、その他にも桜川地区の和田公園に隣接した多目的グラウンドとなっている浮島運動広場があります。

各施設とも各種年代の大会等が開催されるなど、一定の利用はありますが、旧町村で保有していた施設をそのまま継続して維持管理しているため、現在の人口規模に対して施設の数は適正であるかの検証が求められています。また、老朽化等による破損箇所が多く出てきており、その対応が必要となっていることが課題となっています。

ウ 社会教育

稲敷市には社会教育施設として、江戸崎中央公民館、新利根公民館、桜川公民館、あずま生涯学習センター、図書館及び歴史民俗資料館、その他江戸崎地区に4つのコミュニティセンターがあります。平成29年築の桜川公民館以外は、老朽化の影響による修繕費の増加が課題となっています。特に、図書館と歴史民俗資料館は旧東町時代の施設のため、位置的にも市の中心から離れた場所にあり、今後修繕による長寿命化を図るのか、もしくは利便性に優れた位置への移転等も視野に入れた検討が必要です。

(2) その対策

ア 義務教育

- ①遠距離通学による児童生徒及び家庭の負担を軽減するために引き続きスクールバスを運行します。
- ②児童生徒が安心安全に学校生活を送れるよう、学校施設の整備を図ります。
- ③児童生徒及び園児に安心安全な学校給食を提供できるよう、新たな学校給食センターの整備を検討します。また、子育て世帯への支援策として、学校給食の無償化も検討します。
- ④ICTを活用して教育内容の充実を図るとともに、地域の歴史・文化・風土を体験する機会の充実を図ります。

イ 社会体育

- ①桜川総合運動公園は市内外の競技会等に対応できる社会体育の活動拠点として施設のグレードアップ等の整備を推進します。
- ②浮島運動広場は隣接する和田公園との繋がりも意識し、柔軟に利活用が可能な施設として整備します。
- ③江戸崎体育館は指定避難所であり、危機管理課と連携し支援物資等を配備し、災害時に備えた体制整備に努めます。
- ④農業者トレーニングセンターは旧耐震基準の施設のため、利用状況を確認し必要な安全対策を講じます。
- ⑤新利根総合運動公園は、施設の長寿命化を図るため、予防的修繕等を行っていきます。
- ⑥江戸崎、新利根総合運動公園等は今後、人口一人当たりの適正規模や利用状況をふまえ、機能の集約化を促進します。
- ⑦部活動の地域移行に対応するため、前述のような施設の整備とともに、指導者の確保を進めます。

ウ 社会教育

- ①江戸崎中央公民館は、市のメイン公民館として位置付け、生涯学習活動を展開するため、大規模改修を検討し、トータルコストの縮減を図ります。
- ②あずま生涯学習センターは、稲敷市東部の生涯学習活動の拠点として位置付け、予防保全により長期的な視点で計画的にコストの縮減・平準化を目指した上で生涯学習活動を展開していきます。
- ③図書館・歴史民俗資料館は計画的な修繕により長寿命化を図りながら、今後の在り方について検討を進めていきます。
- ④コミュニティセンターは、利用状況等を把握した上で、関係機関と協議を行い、適宜修繕を実施しながら今後の利活用を検討していきます。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------|--------------|--------------------------------|------|----|
| 8 教育の振興 | (1)学校教育関連施設 | 沼里小学校体育館大規模改修事業 | 市 | |
| | | あずま東小学校屋上等防水改修事業 | 市 | |
| | | あずま北小学校外壁等改修事業 | 市 | |
| | | 東中学校第一体育館大規模改修事業 | 市 | |
| | | 東地区統合小学校建設事業 | 市 | |
| | | 小中学校体育館空調設置事業 | 市 | |
| | | 小中学校長寿命化改修事業 | 市 | |
| | | 桜川中学校武道場改修事業 | 市 | |
| | | 小中学校大規模改修事業 | 市 | |
| | | 小中学校防災機能強化事業 (建築非構造部材の耐震対策) | 市 | |
| | | 小中学校スクールバス運行事業 | 市 | |
| | | 学校給食センター整備事業 | 市 | |
| | | 教育センター整備事業 | 市 | |

| | | | | |
|-----------|---------------------------|-------------------------------------|-----------|--|
| | (2) 幼稚園 | 幼稚園改修・建設事業（既存施設解体、移転先検討、新規用地購入等を含む） | 市 | |
| | | 幼稚園長寿命化改修事業 | 市 | |
| | | 幼稚園防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震対策） | 市 | |
| | | 幼稚園園児バス運行事業 | 市 | |
| | (3) 集会施設、 体育施設等 | 総合運動公園整備事業 | 市 | |
| | | 社会体育施設整備事業 | 市 | |
| | | 公民館施設整備事業 | 市 | |
| | | コミュニティセンター整備事業 | 市 | |
| | | 図書館整備事業 | 市 | |
| | | 歴史民俗資料館整備事業 | 市 | |
| | (4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 | 運動指導者確保・育成推進事業 | 市 NPO等 | |
| | | 学校給食魅力アップ事業 | 市 | |
| | | 学校給食無償化事業 | 市 | |
| 図書館サービス事業 | | 市 | | |

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

稲敷市には98の行政区がありますが、合併前の旧4町村単位はもちろんのこと、昭和の大合併時の旧々町村単位において各地区に小学校があったため学区としての意識もあり、地域住民には旧々町村単位での地域分けが根付いています。

住宅地は古くからの集落形成となっているため、生活道路としては狭小で整備困難な箇所が多くあります。また、地域の商店やガソリンスタンド等は、コンビニエンスストアや大型店の影響に加え後継者問題等もあり、次々と閉業している状況です。

少子化の流れは深刻で、平成17年の稲敷市誕生時には16校あった小学校が令和3年度には8校になりました。これにより、子どもの教育環境が変わっただけでなく、地域の繋がり意識が希薄になっていく可能性もあることから、今後は地域コミュニティの更なる強化が求められます。

(2) その対策

- ①地域コミュニティの維持・強化を図るため、行政区等が行う地域活性化活動を積極的に支援します。
- ②若年世代・子育て世代が新たな居住地（マイホーム建設場所）として稲敷市を選択肢に入れられるような宅地分譲を促進します。
- ③地域の問題や課題を共有するとともに、解決のための取り組みに自分事として参加できる環境づくりを進めるため、公民館機能の充実、情報技術の活用、参加の仕組み（ガイドライン）の整備などを推進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------|-------------------|-------------|----------|----|
| 9 集落の整備 | (1)過疎地域集 落再編整備 | 宅地開発分譲検討事業 | 市 | |
| | | 子育て世帯住宅建設事業 | 市 | 再掲 |
| | (3)その他 | 区長制度運用事業 | 市 | |
| | | 地域活動活性化支援事業 | 市 | |

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

稲敷市には国指定史跡の広畑貝塚、国選択及び市指定の無形民俗文化財のあんば囃子をはじめとして、県指定・市指定の多くの文化財があります。これらの文化・歴史遺産は、地域を知るためには欠かすことのできない資料です。しかし、伝統芸能など無形の文化財は、後継者不足により技芸の保存継承に課題がみられるようになっていきます。そのため、例えばあんば囃子は、次世代への継承のため、阿波地区の貴重な地域文化として、保存会の会員による指導のもと、子どもたちへ受け継がれています。

また、住宅建築、砂利採取事業、開発行為等に伴う埋蔵文化財の有無の照会事務、試掘調査や文化財保護法による届出等、将来的に継続する埋蔵文化財の保護活動の事務の円滑化が課題となっています。

(2) その対策

- ①各種指定文化財への補助金交付や、指定となっている伝統芸能の保存継承活動の支援などに努めます。
- ②未指定文化財の調査を行い、新たな指定文化財を指定します。
- ③文化財の見学会や公開イベント、広報への記事掲載等を企画・実施し、市民と文化財をつなぐ手助けに努めます。
- ④遊山講など、古くから地域で行われてきた催事については、世代間交流や高齢者の見守りなどの機会として継承できるよう、市民参加を促進します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------|--------------------------|---------------|----------|----|
| 10 地域文化の振興 等 | (2)過疎地域持 続的発展特別 事業 | 文化財保存のための助成事業 | 市 | |
| | | 文化財保護の推進と利活用 | 市 | |
| | | 埋蔵文化財対策事業 | 市 | |

12 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

われわれが日常生活を送るうえで石油等の化石燃料は欠かせないものとなっていますが、化石燃料は限りある資源であり、使用することによる大気汚染や地球温暖化等は本市の基幹産業である農業にとっても深刻な問題です。

稲敷市における再生可能エネルギーの状況は、一部の小中学校や行政施設に太陽光発電設備を設置しているのみに留まりますが、民間側に目を向けると、山林や原野を中心とした至るところに企業や個人所有の太陽光発電設備が存在しています。

東日本大震災は本市にも大きな被害をもたらしたことはまだ記憶に新しいところですが、東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギーの普及が課題となっており、市としても循環型社会、自然共生社会、低炭素社会の構築を目指します。

(2) その対策

- ①自然エネルギーを活用した電力、通信、水、衛生面の自立的インフラを想定し、運営は地元企業と連携して、地域内の経済循環と雇用を生み出す新たなローカルビジネスを推進します。
- ②温室効果ガスの削減を図り、低炭素社会作りによる環境保全の推進を目的に、個人住宅に太陽光発電設備と連携した蓄電池の導入補助金を交付します。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|--------------------|------------------|-------------------|----------|----|
| 11 再生可能エネルギーの利用の促進 | (1)再生可能エネルギー利用施設 | 地域エネルギーサービス導入検討事業 | 市 | |
| | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | 再生可能エネルギー導入促進事業 | 市 | |

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

稲敷市は霞ヶ浦、利根川、新利根川、小野川などの美しい水辺環境に恵まれています。季節により、市外から多くの釣客やバードウォッチング愛好家が訪れますが、市民意識調査等ではその環境を活かしきれていないという意見が多く見られました。

稲敷市では児童数の減少から、平成17年の稲敷市誕生時には16校あった小学校が令和3年度には8校になりました。閉校した小学校のうち6か所については、跡地の利活用方法が決定していないため、庁内横断的に検討を行っています。大規模な敷地と施設を有する学校跡地については、市全体のまちづくりの方向性と地域住民の意向を尊重し、地域を活性化させるという観点から有効に活用していくことが、本市の重要な課題となっています。

(2) その対策

- ①美しい水辺環境が、市外からの釣客やバードウォッチング愛好家だけでなく、市民にとってのシビックプライドとなるよう環境整備やツーリズムの展開を推進します。
- ②土地の利活用としては、非線引き都市計画区域や市街化区域は市街化調整区域と比べ、土地の利用に対する規制が比較的柔軟であり、活用しやすいと言え、桜川地区と東地区は非線引き都市計画区域となっています。稲敷市では平成27年3月に「学校跡地等利活用計画」が策定され、以下のように基本的な考え方が示されており、この考え方にに基づき事業を推進します。

1 学校跡地利活用の基本方針

基本方針-1：全市的な行政需要への対応

学校跡地は、市民共有の貴重な財産であることから、総合計画におけるまちづくりの将来都市像や市の重要施策との整合性に留意し、市民全体の利益の観点から、全市的な行政需要へ対応できる有効活用策の実現を図ります。

基本方針-2：地域住民の利用等、地域ニーズを十分に踏まえた活用

学校は、地域住民の代々の学びの場として、地域とのかかわりも深く、地域の核となってきました。また、地域住民にとっては、コミュニティや地域活動を支える中心的な場でもあり、地域のシンボリックな存在となってきました。学校が、このように地域の中で重要な役割を担ってきたことを踏まえ、

跡地の利活用としては、地域の意向やニーズに十分配慮して活用していきます。

基本方針-3：民間事業者等の活用

民間事業者等による跡地の利活用としては、市の重要施策の実現に寄与することに加え、地域の意向を尊重し、その上で事業者等の健全性、事業内容の安定性・継続性とともによりや地域へ与える影響等を十分考慮した上で、活用していきます。

基本方針-4：中・長期的な視野に立った活用

中・長期的な視野に立ち、新たに生じる行政需要への対応等、多様化する市民ニーズを考慮し将来を見通した上で、活用していきます。

2 利活用にあたっての配慮事項

配慮事項-1：地域防災への配慮

学校跡地は、閉校後も引き続き市の避難所として指定されているなど、地域防災の拠点施設でもあることから、跡地利用の検討と併せ、地域の防災拠点の確保についても検討していきます。

配慮事項-2：暫定利用の検討

学校跡地利用については、本格的な利活用に至るまでにはそれ相応の時間を要することが想定されるとともに、中・長期的な視点に立ち将来的な行政ニーズに弾力的に対応できるよう、新たな行政需要が生じた際の利活用に備えておくことも必要です。したがって、本格的な利活用に至るまでの一定期間については、一時的な行政需要への対応や地域コミュニティの場としての利用、事業者への貸付などの暫定利用についても検討します。なお、利用を認めるにあたっては、利用目的や利用期間などについて必要な検討を行います。

(3) 計画

事業計画（令和3年度～令和7年度）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|------------------------|--------------|---------------|-----------|----|
| 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 | | 自然環境保全及び再生事業 | 市 NPO等 | |
| | | 廃校舎等解体及び利活用事業 | 市 | |

事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

| 持続的発展施策区分 | 事業名 (施設名) | 事業内容 | 事業 主体 | 備考 |
|-----------------------|-------------------|------------------|----------|------------------------------------|
| 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 | (4)過疎地域持続的発展特別事業 | 社宅等整備支援事業 | 市 | 若年層、子育て世代の住宅支援を行い、定住者の確保につなげます。 |
| 2 産業の振興 | (10)過疎地域持続的発展特別事業 | 農業経営所得安定対策事業 | 市 | 各種事業者を多方面から支援することにより、地場産業の振興を図ります。 |
| | | 農業経営基盤強化促進事業 | 市 | |
| | | 環境保全型農業推進事業 | 市 | |
| | | 多面的機能支払交付金事業 | 市 | |
| | | 都市農村交流事業 | 市 | |
| | | 耕作放棄地対策事業 | 市 | |
| | | 農産物振興事業 | 市 | |
| | | 農作物有害鳥獣駆除対策事業 | 市 | |
| | | 畜産振興事業 | 市 | |
| | | 水産業振興事業 | 市 | |
| | | 林業振興事業 | 市 | |
| | | 商工業振興事業（商工会運営補助） | 市 | |
| | | 自治金融制度 | 市 | |
| 就労支援・企業情報発信事業 | 市 | | | |
| 官民連携産業活性化事業 | 市 民間 企業 | | | |
| 3 地域における情報化 | (2) 過疎地域持続的発展特別事業 | 行政情報提供強化事業 | 市 | 行政とともに地域住民の情報通信技術活用を推進します。 |
| | | 生涯学習講座開催事業 | 市 | |

| | | | | |
|-------------------------------|------------------|------------------------------|---|--------------------------------|
| 4 交通手段の整備、交通手段の確保 | (9)過疎地域持続的発展特別事業 | 地域公共交通対策事業 | 市 | 生活に必要な移動手段(旅客運送サービス)の提供を確保します。 |
| | | 公共交通利用券補助事業 (タクシー利用券補助事業) | 市 | |
| | | 広域公共交通確保事業 | 市 | |
| | | 高速バス誘致推進事業 | 市 | |
| 5 生活環境の整備 | (7)過疎地域持続的発展特別事業 | 防災情報通信強化事業 | 市 | 防災・防犯を強化し、安心安全な生活環境を確保します。 |
| | | 防災備蓄整備事業 | 市 | |
| | | 消防団活動活性化事業 | 市 | |
| | | 自主防災組織育成事業 | 市 | |
| | | 防犯カメラ設置事業 | 市 | |
| | | 防犯灯設置維持管理事業 | 市 | |
| | | 青色パトロールカー購入事業 | 市 | |
| | | 空き家対策事業 | 市 | |
| | | 不法投棄対策事業 | 市 | |
| | | 耐震改修促進事業 | 市 | |
| | | 急傾斜地対策事業 | 市 | |
| | | 市営公園等管理・グレードアップ事業 | 市 | |
| 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 | (8)過疎地域持続的発展特別事業 | 子どもの未来応援商品券交付事業 | 市 | 子育て世代を支援し、定住促進を図ります。 |
| | | 子ども・子育て支援事業 (幼児教育・保育事業) | 市 | |
| | | 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) | 市 | |
| | | 出生届記念品贈呈事業 | 市 | |
| | | 高齢者生活支援事業 | 市 | 高齢者やその家族が安心して暮らせるようサービスを提供します。 |
| | | 家族介護継続支援事業 | 市 | |
| | | 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業 | 市 | |
| | | 敬老事業 | 市 | |

| | | | | |
|--------------------|------------------|-----------------|-------------|-------------------------------------|
| 7 医療の確保 | (3)過疎地域持続的発展特別事業 | 地域医療環境強化事業 | 市 民間医療機関 | 市民が安心して医療を受けることができるよう、医療体制の充実を図ります。 |
| 8 教育の振興 | (4)過疎地域持続的発展特別事業 | 運動指導者確保・育成推進事業 | 市 NPO等 | 子育て世代を支援し、定住促進を図ります。 |
| | | 学校給食魅力アップ事業 | 市 | |
| | | 学校給食無償化事業 | 市 | |
| | | 図書館サービス事業 | 市 | |
| 10 地域文化の振興等 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | 文化財保存のための助成事業 | 市 | 地域に伝承されてきた貴重な歴史を適正に保存し、後世に受け継ぎます。 |
| | | 文化財保護の推進と利活用 | 市 | |
| | | 埋蔵文化財対策事業 | 市 | |
| 11 再生可能エネルギーの利用の促進 | (2)過疎地域持続的発展特別事業 | 再生可能エネルギー導入促進事業 | 市 | 自然的特性を生かしたエネルギーを利用し、環境への負荷の低減を図ります。 |